

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 規則

- 愛知県在宅重度障害者手当支給規則の一部を改正する規則 第59号 (障害福祉課) 1
- 愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則 第60号 (児童家庭課) 2

### 告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定 第316号 (障害福祉課) 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 第317号 (同) 4
- 救急病院の認定 第318号 (医務課) 5
- 道路の区域の変更 第319号 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 第320号 (同) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 第321号 (砂防課) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 第322号 (同) 6
- 都市計画道路事業の認可 第323号 (都市整備課) 6  
(名古屋都市計画道路事業3・5・133号四谷通隼人町線)

### 公告

- 後期技能検定の実施 (産業人材育成課) 6
- 土地改良区定款の変更認可 (農地計画課) 9  
(犬山用土地改良区)
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可 (同) 9
- 保安林の立木皆伐面積の許容限度 (森林保全課) 9
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 10
- フライス盤(汎用フライス盤立形)に関する一般競争入札の実施 (調達課) 10

## 規則

愛知県在宅重度障害者手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

愛知県知事 大村 秀章

### 愛知県規則第五十九号

愛知県在宅重度障害者手当支給規則の一部を改正する規則

愛知県在宅重度障害者手当支給規則(昭和四十五年愛知県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 受給資格者(第四条第四項の規定により当該受給資格者に代わつて申請しようとする者がある場合においては、当該者。以下この項において同じ。)が災害その他やむを得ない理由により同条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。



第六条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する者が一種重度障害者に該当するに至ったことにつき、当該者（その第八条第二項に規定する手当管理者がある場合にあつては、当該手当管理者。以下この項において同じ。）が災害その他やむを得ない理由により第十一条の二（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による在宅重度障害者手当障害種別変更届の提出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその提出をしたときは、前項の手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、当該者がやむを得ない理由により在宅重度障害者手当障害種別変更届の提出をすることができなくなつた日の属する月の翌月から行う。

第七条中「日」の下に「（第六条第三項の規定が適用されるときは、同項の認定の申請をすることができなくなつた日。以下この条において同じ。）」を加え、「一月から六月までの間に同条の規定による認定の申請を受け付けた」を「第四条の規定による認定の申請を受け付けた日が一月から六月までの間にある」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛知県在宅重度障害者手当支給規則（以下「新規則」という。）第六条第三項の規定は、新規則第四条第一項に規定する受給資格者（同条第四項の規定により当該受給資格者に代わつて申請しようとする者がある場合にあつては、当該者）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により同条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の愛知県在宅重度障害者手当支給規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項に規定する受給資格者（同条第四項の規定により当該受給資格者に代わつて申請しようとする者がある場合にあつては、当該者）が新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由で令和二年四月十日から施行日の前日までの間に生じたものにより旧規則第四条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合については、新規則第六条第三項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後十五日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後十五日以内（その理由のやんだ日が愛知県在宅重度障害者手当支給規則の一部を改正する規則（令和二年愛知県規則第五十九号）の施行の前日である場合には、同日の翌日から起算して十五日を経過する日まで）」とする。
- 4 新規則第六条の二第二項の規定は、同条第一項に規定する者が一種重度障害者に該当するに至つたことにつき、当該者（その新規則第八条第二項に規定する手当管理者がある場合にあつては、当該手当管理者）が施行日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新規則第十一条の二（新規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定による在宅重度障害者手当障害種別変更届の提出をすることができなかつた場合について適用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、旧規則第六条の二第一項に規定する者が一種重度障害者に該当するに至つたことにつき、当該者（その旧規則第八条第二項に規定する手当管理者がある場合にあつては、当該手当管理者）が新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由で令和二年四月十日から施行日の前日までの間に生じたものにより旧規則第十一条の二（旧規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定による在宅重度障害者手当障害種別変更届の提出をすることができなかつた場合については、新規則第六条の二第二項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後十五日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後十五日以内（その理由のやんだ日が愛知県在宅重度障害者手当支給規則の一部を改正する規則（令和二年愛知県規則第五十九号）の施行の前日である場合には、同日の翌日から起算して十五日を経過する日まで）」とする。

愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第六十号

愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則

愛知県遺児手当支給規則（昭和四十五年愛知県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「受け付けた日」の下に「（第六条第三項の規定が適用される場合にあつては、同項の認定の申請をすることができなくなつた日）」を、「された日」の下に「（第六条の二第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の届出をすることができなくなつた日）」を加える。

第四条第一項中「者」の下に「（以下「受給資格者」という。）」を加える。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第四条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその提出をしたときは、前項の手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、当該者がやむを得ない理由により在宅重度障害者手当障害種別変更届の提出をすることができなくなつた日の属する月の翌月から行う。

つた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から始める。

第六条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 受給者が災害その他やむを得ない理由により前項の改定後の額につき第七条第二項の規定による届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその届出をしたときは、前項の手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、受給者がやむを得ない理由により届出をすることができなくなつた日の属する月から行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛知県遺児手当支給規則（以下「新規規則」という。）第六条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新規規則第四条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由で令和二年四月十日から施行日の前日までの間に生じたものにより改正前の愛知県遺児手当支給規則（以下「旧規則」という。）第四条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合については、新規規則第六条第三項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後十五日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後十五日以内（その理由のやんだ日が愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則（令和二年愛知県規則第六十号）の施行の前日である場合には、同日の翌日から起算して十五日を経過する日まで）」とする。
- 4 新規規則第六条の二第二項の規定は、施行日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により同条第一項の改定後の額につき新規規則第七条第二項の規定による届出をすることができなかつた場合について適用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由で令和二年四月十日から施行日の前日までの間に生じたものにより旧規則第六条の二第一項の改定後の額につき旧規則第七条第二項の規定による届出をすることができなかつた場合については、新規規則第六条の二第二項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後十五日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後十五日以内（その理由のやんだ日が愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則（令和二年愛知県規則第六十号）の施行の前日である場合には、同日の翌日から起算して十五日を経過する日まで）」とする。

告 示

愛知県告示第316号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を令和2年8月1日次のように指定した。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀 章

医師の氏名	診 断 障 害 部 位	診 療 に 従 事 す る 医 療 機 関	
		名 称	所 在 地
八木 達哉	視覚障害	大雄会第一病院	一宮市
安田 秀明	肢体不自由	井上内科クリニック	同
小川 泰弘	同	総合大雄会病院	同
大谷 真史	同	同	同
佐久間英輔	同	孝友クリニック	同
天草 善信	同	医療法人尾張健友会千秋病院	同
川上 紀明	同	一宮西病院	同
中屋敷典久	肢体不自由、音声・言語機能障害	同	同
高橋 光太	呼吸器機能障害	同	同

村田 泰規	同	同	同
伊藤 公人	免疫機能障害	同	同
横川 竜生	ぼうこう・直腸機能障害	同	同
高嶋 伸宏	同	同	同
大澤 一郎	同	同	同
飯田 倫子	視覚障害	同	同
栃井 将人	心臓機能障害	同	同
坂口 陽子	肢体不自由	公立陶生病院	瀬戸市
小林 智則	同	医療法人徳洲会名古屋徳洲会総合病院	春日井市
富永 新平	心臓機能障害	同	同
堀尾 建太	肢体不自由	医療法人堀尾医院	碧南市
櫻井 信彦	同	桜井整形外科	刈谷市
渡辺 伸一	同	一里山・今井病院	同
八木 友里	肢体不自由、そしゃく機能障害	医療法人豊田会刈谷豊田総合病院	同
鈴木 嘉洋	呼吸器機能障害	同	同
菅沼 伸一	同	野田町メディカルクリニック	同
渡部 珠生	心臓機能障害	蒲郡市民病院	蒲郡市
平田 伸也	ぼうこう・直腸機能障害	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院	犬山市
長谷川貴俊	肢体不自由	同	同
山下 有己	呼吸器機能障害	公立西知多総合病院	東海市
盛岡 潤	肢体不自由	藤田医科大学病院	豊明市
白井 英晶	視覚障害	ひとみ眼科	愛西市
足立 真実	肢体不自由	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	弥富市
倉橋 宏和	肢体不自由、呼吸器機能障害	愛知医科大学病院	長久手市
小川 徹也	音声・言語機能障害	同	同
福岡 敬晃	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	同	同
犬飼 大輔	聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、平衡機能障害	同	同
小野ひかり	視覚障害	同	同
鈴木 克也	同	愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院	知多郡美浜町

愛知県告示第317号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出があった。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

医師の氏名	診 断 障 害 部 位	診 療 に 従 事 す る 医 療 機 関	
		名 称	所 在 地
上田 美紀	肢体不自由	医療法人尾張健友会千秋病院	一宮市
浅井 光広	同	医療法人勝川医院分院六軒屋クリニック	春日井市

荒木 周	同	春日井市民病院	同
菱田 雅之	同	同	同
寺尾 心一	音声・言語機能障害、肢体不自由	同	同
松本 修一	呼吸器機能障害	同	同
金森 哲子	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由	医療法人白山会白山リハビリテーション病院	同
平田 悠樹	視覚障害	医療法人光明会平田眼科	同
中村 真幸	心臓機能障害	医療法人徳洲会名古屋徳洲会総合病院	同
竹内 章	呼吸器機能障害	豊川市民病院	豊川市
武田 匡弘	肢体不自由	医療法人武田整形外科	同
佐藤 太一	ぼうこう・直腸機能障害	碧南市民病院	碧南市
徳山 泰治	同	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院	犬山市

愛知県告示第318号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院を認定した。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認 定 有効期限
国家公務員共済組合連合会名城病院	名古屋市中区三の丸1-3-1	令和 2.9.1	令和 5.8.31
尾西記念病院	一宮市富田字宮東1718-1	同 9.1	同 8.31

愛知県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新 旧 別	区 間	敷地の幅員	延 長
県道	若宮江南線	旧	犬山市字鶴池1番9地先から同字七ツ屋52番2地先まで	m 8.6～19.4	km 0.053
		新	同	10.1～20.0	同

愛知県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道	岩作諸輪線	日進市岩藤町所寒523番12地先から同519番1地先まで	令和2年9月1日

愛知県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用する想定される衝撃に関する事項
柄杓場(115-K-005)	名古屋市名東区社が丘4丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	柄杓場(115-K-005)	名古屋市名東区社が丘4丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勢子坊-1(115-K-006)	名古屋市名東区猪高町大字高針字勢子坊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	勢子坊-1(115-K-006)	名古屋市名東区猪高町大字高針字勢子坊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

愛知県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域として次のように指定する。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用する想定される衝撃に関する事項
1	柄杓場(115-K-005-1)	名古屋市名東区社が丘四丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	-	-	-	-
2	勢子坊-1(115-K-006-1)	名古屋市名東区猪高町大字高針字勢子坊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	-	-	-	-

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

愛知県告示第323号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・5・133号四谷通隼人町線	令和2年9月1日から令和8年3月31日まで	収用の部分 名古屋市千種区東山元町4丁目、東山元町5丁目及び東山元町6丁目地内 使用の部分 なし	名古屋市役所

**公 告**

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定によって、令和2年度後期技能検定を次のように行います。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 実施等級の区分  
特級、1級、2級、3級及び単一等級
- 2 技能検定の方法  
実技試験及び学科試験
- 3 試験の実施職種、実施期日等
  - (1) 実技試験

ア 実施職種（ ）内は選択作業を示す。

(ア) 特級技能検定 25職種

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(イ) 1級及び2級技能検定 48職種66作業

造園（造園工事作業）（2級のみ）、さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業及び貼箱製造作業）、プリプレス（DTP作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（ブロー成形作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(ウ) 3級技能検定 28職種32作業

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及び平面研削盤作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(エ) 単一等級技能検定 2職種2作業

電子回路接続（電子回路接続作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

イ 実施期日

令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間で愛知県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

愛知県職業能力開発協会から通知します。

エ 受検手数料

区 分	受 検 手 数 料
学生及び生徒が3級の技能検定を受ける場合	全職種 12,100円 （令和2年4月1日における年齢が35歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下「35歳未満の者」という。）が受ける場合にあっては、3,100円）

その他の場合	全職種 18,200円 (35歳未満の者が2級の技能検定を受ける場合又は35歳未満の者(学生及び生徒を除く。)が3級の技能検定を受ける場合にあっては、9,200円)
--------	---

(2) 学科試験

ア 実施職種及び実施期日

実 施 職 種	実 施 期 日
1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御作業を学科試験のみ実施します。)、 内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 3級 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業のほか、シーケンス制御作業を学科試験の み実施します。)、配管及び型枠施工	令和3年1月24日(日)
特級 鍛造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっ き、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、 プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組 立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形 及びパン製造 1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧 装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、製本、 パン製造、 <sup>ちゅう</sup> 厨房設備施工、防水施工及び機械・プラント製図 3級 造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図及び貴金属装身具 製作 単一等級 バルコニー施工	令和3年1月31日(日)
1級及び2級 舞台機構調整	令和3年2月3日(水)
1級及び2級 金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空 気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋 施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、 広告美術仕上げ及び義肢・装具製作 3級 機械検査、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、 テクニカルイラストレーション、電気製図及び広告美術仕上げ 単一等級 電子回路接続	令和3年2月7日(日)
3級 機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、電子機器組立て、左官、化学分析、舞台機構調整、 商品装飾展示及びフラワー装飾	令和3年2月11日(木)
1級及び2級 機械加工、アルミニウム陽極酸化処理、プラスチック成形及びフラワー装飾 2級 造園	令和3年2月14日(日)

イ 実施場所

愛知県職業能力開発協会から通知します。

ウ 受検手数料

全職種 3,100円

4 技能検定受検申請書

(1) 配布場所

愛知県職業能力開発協会、愛知県労働局産業人材育成課、愛知県県民相談・情報センター、各県民事  
務所広報コーナー、東三河総局広報コーナー及び東三河総局新城設楽振興事務所広報コーナー

なお、電子メール(個人申請の場合に限ります。)による提出用の申請書フォームは、愛知県職業能  
力開発協会のホームページ(<http://www.avada.or.jp/>)からダウンロードしてください。

(2) 提出先

愛知県職業能力開発協会技能検定課

名古屋市西区浅間二丁目3-14(郵便番号451-0035)

電話(052)524-2034

電子メールアドレス shinsei@avada.or.jp



(3) 受付期間等  
令和2年10月5日(月)から令和2年10月16日(金)までの間に、原則として郵送又は電子メール(個人申請の場合に限ります。)により提出してください。ただし、郵送の場合は、消印有効とします。

(4) その他  
実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、3に掲げる実施職種でない職種についても受検申請ができます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に伴う受検の取扱いその他詳細は、受検申請書とともに配布する受検案内又は愛知県職業能力開発協会のホームページ(<http://www.avada.or.jp/>)に掲載しておりますので、確認の上、申請してください。

5 問合せ先

愛知県労働局産業人材育成課技能振興グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)  
電話(052)954-6375  
愛知県職業能力開発協会技能検定課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、犬山用水利土地改良区定款の変更を令和2年9月1日認可した。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、領内川用悪水利土地改良区の土地改良事業(維持管理)計画の変更を令和2年8月20日認可した。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定に基づき、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように公表する。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度 (ha)
保安林の種類	単位区域名	
水源かん養保安林	大入川～振草川	326.18
	豊川上流	155.74
	新城地区	267.57
	足助地区	154.97
	豊田地区	9.82
	矢作川下流	15.66
	庄内川～木曾川	73.46
土砂流出防備保安林	大入川～振草川	254.24
	豊川上流	203.40
	新城地区	219.70
	足助地区	116.68
	豊田地区	370.15
	矢作川下流	232.96
	豊川下流	60.54
	渥美地区	16.68
	知多地区	26.22
	庄内川～木曾川	291.59

干害防備保安林	新城地区	1.86
	足助地区	0.66
	矢作川下流	0.62
	豊川下流	1.60
	庄内川～木曾川	1.76
保健保安林	三河地区	60.18
	尾張地区	11.59

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
31尾建 96-255	令和 2. 2.13	梅田 勝秀	丹羽郡扶桑町大字高雄字北郷103	丹羽郡扶桑町大字高雄字北郷102及び103
2尾建 96-43	2. 6.29	水谷裕加里	あま市七宝町下田前並72-2	あま市七宝町下田江西68-1
2尾建 96-15	2. 4.30	黒田 洋佑 黒田 水紀	日進市栄2-1603	日進市藤枝町片平1250-37

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和2年9月1日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
フライス盤（汎用フライス盤立形） 5組
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 納入期限  
令和3年3月25日（木）
- (4) 納入場所  
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和2年4月～令和4年3月）「1. 物品の製造・販売」のうち「14. 機械・器具」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。
- (5) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 入札説明書の交付方法等
- (1) 入札説明書の交付方法  
令和2年9月1日（火）から令和2年9月14日（月）までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>  
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間  
令和2年10月5日（月）午前9時から令和2年10月12日（月）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）
- (3) 開札の日時及び場所  
令和2年10月13日（火） 午後2時  
愛知県会計局調達課物品第三グループ
- (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先  
愛知県会計局調達課物品第三グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）  
電話（052）954-6645
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効  
財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項  
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和2年9月1日（火）午前9時から令和2年9月15日（火）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。  
提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を納入することができる者と認められた者に限り、入札への参加を認めます。
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書によります。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Milling machine (multipurpose vertical milling machine), 5 sets
- (2) Time limit for the submission of tenders: Between 9:00 a.m., October 5, 2020, and 5:00 p.m., October 12, 2020
- (3) Contact point: Procurement Division, Office of the Treasury, Aichi Prefectural Government  
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan  
Tel. 052-954-6645

